

令和2年3月2日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和2年3月2日(月) 9時59分 開会
11時46分 閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 都市建設課
課長 石澤 正志 君 課長補佐 池田 英人 君
課長補佐 福永 雅彦 君 課長補佐 尾上 国男 君
係長 大野 洋一 君
介護長寿課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 勢屋 伸一 君
係長 角島 智明 君 係長 寺園 勝夫 君
福祉課
課長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
係長 宇都 貴子 君
商工観光課
課長 堂之下 浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
係長 船蔵 真一 君
水道課
課長 濱崎 久朗 君 課長補佐 福永 典明 君
係長 下路 可修 君 係長 大野 勇人 君

6. 会議に付した事件

議案第11号 市道路線の認定について
議案第22号 阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第25号 寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について
議案第26号 阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例

の制定について
議案第29号 簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係
条例の改正等に関する条例の制定について
請願第1号 寺島宗則旧家のトイレ増設に関する請願書

所管事務調査について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

令和2年2月27日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案11号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、請願第1号、以上10件であります。

なお、本日の日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、各議案の審査に入ります。

執行部の入室をお願いします。

（都市建設課入室）

◎議案第11号 市道路線の認定について

岩崎健二委員長

それでは、議案第11号、市道路線の認定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

石澤都市建設課長

皆さんおはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、議案書の6ページをお開きください。まず、最初に議案第11号の参考の一部、梶洗出し線について、出水市境との詳細図を追加させていただきましたことを御報告させていただきます。

それでは、議案第11号、市道路線の認定について、御説明申し上げます。今回、路線の認定を行う梶村中線及び梶洗出し線は、県道阿久根東郷線の道路整備事業によって発生した旧道であります。梶村中線は、市道中央線から市道阿久根出水線へつながる道路であります。また、梶洗出し線は、市道阿久根出水線から出水市野田町境へつながる道路であります。2路線とも今回、県との移管協議が整ったことから、供用開始にあたり、市道認定を求めるものでございます。

以上で説明は終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

この路線についてはあまり交通量も多くなく、それほど傷んでいる部分もないのではないかなというふうに思っておりますが、一つですね、草なんかは相当量、両サイドから繁茂してきますので、市道に認定したあと、市として伐開等に注意を払ってもらえたらと思っております。それと、議員と語る会で地元の方の要望が出ておりますので、よろしく願いいたします。

石澤都市建設課長

今、御指摘がありましたとおり、市道認定になりましたら伐開等、管理に努めていきます。

と思います。

仮屋園一徳委員

この前ですね、終点がちょっと分からなくて確認をさせていただいたのですが、ダムから24メートルというところだということで、あと、今利用されているのが阿久根東郷線に入るところの取付道路の件で、阿久根市の住民から改修要望というか、そういう意見があるのですけれども、確認したところでは、そこはもう出水市だということによろしいですね。

石澤都市建設課長

今、仮屋園委員から出ましたとおり、要望が出ている場所は出水市ということになりますので、出水市への要望になるかと思います。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議案第26号 阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

なければ、次に、議案第26号、阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

石澤都市建設課長

それでは、議案書42ページをお願いします。

議案第26号、阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

全国的な地価水準の下落により道路占用料の見直しを行うため、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部が改正されたことに伴い、占有者負担の適正化を図る必要があるため改正するものでございます。

改正の主なものは、別表の改正でございます。条例議案等参考の15ページ、新旧対照表を御覧ください。代表的な占有物件で説明させていただきます。第2種電柱の占有料が、1,100円を970円に、第1種電話柱の占有料が620円を570円に改正するなど、別表を改正するものでございます。

以上で説明は終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

勉強のために教えてください。

提案理由の中で、鹿児島県道路占用料徴収条例が改定されたということで、市のほうも右にならえということだと思っておりますが、これは必ずしなければならないものですか。

石澤都市建設課長

お答えいたします。

阿久根市内に県道・市道がございます。県道に占有している物件が下がります。でも市道に設置されている電柱の使用料が下がらないということになりますので、やはり公平な

負担の原則から、やはりそこは一緒にしないと市民の誤解も生じてくるかと思っておりますので、今回、提案をいたすものでございます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議案第27号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

なければ、次に、議案第27号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

石澤都市建設課長

それでは、議案書の49ページをお開きください。

議案第27号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、民法の改正に伴い、連帯保証人を求める場合は極度額の設定が必要になったほか、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、今後、連帯保証人の確保がより一層困難になることが懸念されるため、家賃保証会社による機関保証が活用できるよう規定いたしました。また、市営住宅における住環境の整備改善を図るため、耐用年数が経過し、老朽化が激しく入居不能な市営住宅を用途廃止し、これを解体しようとするものであります。

条例改正の主なものについて御説明いたします。条例議案等参考の21ページをお開きください。新旧対照表により改めて御説明をさせていただきます。

第11条第1項第1号では、連帯保証人として家賃保証会社による機関保証を活用できるよう改正いたしました。次に第12条第1項では連帯保証人の要件を規定いたしました。また、同条第2項第5号では連帯保証人が負担した額が極度額に達した場合、連帯保証人を変更する旨を規定いたしました。次に第19条では敷金を債務の弁済に充てることができる旨を規定いたしました。

次に別表の改正でございます。耐用年数が超過し、老朽化した住宅を解体しようとするため、木造平家建の猿の出住宅1戸、上松住宅2戸、簡易耐火平家建の大川住宅2戸の合計5戸について、解体を目的に管理対象から除外することとし、用途廃止に伴い管理戸数が減少することから、改正するものであります。これにより、改正後の市営住宅管理戸数は、現在の503戸から498戸になる見込みです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

老朽化した市営住宅を今後、随時廃止していくということですが、特に猿の出住宅なんか、結構戸数も多いですし、いっぱい入っていると。その中で、考え方として、例えば高齢化で、失礼だけど亡くなってしまってもう誰も住んでいないとか、どこか、子供たちのところに転居したとか、そういうところは解体をしていくと。例えば、まだ元気で住んでいるけど、老朽化して維持管理が難しくなり別の市営住宅に移るとなったときに、

やはり新しい住宅は家賃等も高いと思うのですが、そのときの助成といったものはあるのか、お聞きしたいと思います。

石澤都市建設課長

お答えいたします。

まず、現在入居されている方が老朽化により転居していただく場合につきましては、引越越し費用につきましてを助成する制度がございます。それと、差額の家賃について、5年間をかけて段階的に増額していくという制度がございます。

中面幸人委員

それは分かりました。いいことです。

それともう一つ、私が言うのは、老朽化したものを取り壊す基準ですが、あくまでもそこに誰も住んでいない、転居したとか、そういうところに限ってでしょうか。それとも、例えば、まだ元気で住んでいるけど老朽化で維持管理ができなくなって取り壊さないといけないこともあると思いますが、その辺の基準といったものはありますか。

石澤都市建設課長

基本的には、空き家になった住宅についてを解体いたします。

木下孝行委員

ちょっと確認ですけど、大川住宅が今回これでなくなるということで、大川はもうこれでゼロになるということですか。

石澤都市建設課長

一般住宅としまして仲仁田住宅が2戸ございます。

木下孝行委員

仲仁田の場合はどういう状況。

石澤都市建設課長

現在2戸ございまして、1戸は空き家でございます。期間は長いこと、1年以上は空いている状況です。

木下孝行委員

多分、対応年数は大分過ぎていると思うのだけれども、まだ新しいわけ、そこは。

石澤都市建設課長

仲仁田住宅につきましては、道路の移転拡張で新しく建て直してございますので、比較的新しい住宅でございます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、都市建設課への審査を一時中止いたします。

(都市建設課退室、介護長寿課入室)

◎議案第23号 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第23号、阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する

条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

中野介護長寿課長

議案第23号、阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

今回の改正は、はり、きゅう施術の1回当たりの助成額を引き上げ、利用実態に合わせ受診券の交付枚数を減じるとともに、施術所を有せず専ら出張のみによって、はり、きゅう施術業を営む者も施術者として指定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

先の本会議でも御説明いたしましたとおり、現在、75歳以上の後期高齢者被保険者が市内のはり、きゅう施術所で施術を受けた際には、1回の施術に対し600円の助成を行っているところであります。一方、近隣の出水市及び薩摩川内市の助成額は、それぞれ900円と800円であり、本市の助成額は低い状況にあることからこれを引上げ、利用者の負担額の軽減を図ろうとするものであります。

また、はり、きゅう施術受診券は年間1人当たり30枚を交付しておりますが、平成30年度の1人当たりの年間平均使用枚数は約9枚に留まっている状況であり、現在の利用実態に合わせて交付枚数を20枚にしようとするものであります。交付枚数は減ることとなりますが、1回当たりの助成額を引き上げることで、総助成額に変更はないところであります。

また、現在の条例では、受診券を取り扱える者は、市内に施術所を設けていることが要件となっておりますが、近年、施術所を設けずに、派遣による施術を行う者もあることから、市内に住所を有しており、専ら出張のみによって、はり、きゅう施術業を営む者も、受診券を取り扱える者として指定できることとするものであります。

条例の内容について、議案書の35ページ及び条例議案等参考の14ページを御覧ください。第4条中、助成の対象とする施術の回数を30回から20回へ減ずるとともに、第5条第1項中に規定する1回当たりの助成額を600円から900円へ引き上げるものです。

また、第8条第2号中において、「市内に住所を有する者であって、専ら出張のみでその施術を行う者」の記載を追加し、出張派遣のみで施術を行う者も受診券の取扱い者として指定することができるようにするものです。

なお、附則において、本条例は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

木下孝行委員

回数を減らして金額を上げるということは、利便性が上がり、負担的にもそのほうがいいのかと思います。専ら出張のみの施術者も認めるといふことですが、このような施術者が何人くらいいるのか把握しているのか、それと、そういう利用者の声もあったのか、そういう出張のみの施術者のところでもできるようにしてくれという意見があったのか、その2点を教えてください。

角島高齢者支援係長

委員にお答えいたします。

専ら出張のみで施術業を営む者ということですが、本市のほうに昨年9月、大川地区の方から相談がございました。そして、この方の話によりますと、やはり利用者の方で、阿久根市のそういう施術の際に利用券が使えると便利になるという声を、間接的にですけれどもうかがっております。

濱門明典副委員長

今、施術料は平均でどのくらいなんですか。

中野介護長寿課長

平均して3,000円前後ではないかというふうに把握しております。

中面幸人委員

このはり、きゅうというのは、よくうわさで、例えば、高尾野にはいい人がいるよとか、どっかにはいい人がいるよって言いますよね。そういう場合、その施術者が市外の場合は対象外なのか、教えてください。

中野介護長寿課長

今、委員がお尋ねになった、市外の施術者でもこの阿久根市のはり、きゅう券を利用できないかという声が、最近数件あったところなのですけれども、実はこれには経緯がありまして、平成18年のころに、市内の鍼灸院の育成という観点から市内の施術院に限った経緯があります、それまではほかでも使えていたのですけれども。平成18年そういう改正をした経緯がありますので、現在のところは、また拡大して使えるようにということは考えていないところです。

中面幸人委員

課長がおっしゃるのは、市内の施術者を育成するという考え方。ただ私は、それを受ける側の人に対しての助成という捉え方をしてほしいと思うんですよね。いい施術者が市内にいればいいことであるけど、例えば、あそこに行ったら治ったよとかなると、みんな行くと思うんですよ、市外のほうに。そうした場合に、やはり施術者じゃなくて、治療を受ける人の身になった助成をというふうに考えてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

中野介護長寿課長

平成18年、けっこう古いときにそのような改正を行って、以前のデータ等は今持っていないところなのですけれども、どの程度の方が市外でこれを使っていたかということも検討しないといけないと思うのですけれども、現段階ではこういった経緯があるということで、先ほども申しましたとおり、現状では検討するところには至っていない。ただ、そういったお声があるということは、市内の事業者さんも、やはり厳に受け止めていただいて、またいろんなサービス等の向上等も図っていただければと考えているところです。

山田勝委員

施術所を持っていないはり、きゅう鍼灸師というのは何人いるのですか。

中野介護長寿課長

先ほどの木下委員からの質問と重複する点がありますが、当課で把握しているのは現在1名いらっしゃいます。

山田勝委員

例えば、施術所を持っていて往診しても、今回の対象になるということでもいいのですかね。

中野介護長寿課長

はい、そのとおりであります。

今、施術院を持っていらっしゃる方については、出張してもそれが使えるという状況にはなっております。

山田勝委員

実は私もね、やったことがあるのですが。枚数は30枚を20枚にするということですが、あれは何枚つづってあるのですか。

中野介護長寿課長

現在は30枚つづりです。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議案第24号 阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

なければ、次に、議案第24号、阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

中野介護長寿課長

議案第24号、阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

現在、市からの長寿祝金は、80歳を迎えられた方に対しては5千円、88歳の方には1万円、100歳到達時には5万円、そして101歳以上の方には毎年2万円をお渡ししているところです。今回の条例改正は、高齢化の進展及び社会情勢の変化を考慮し、満101歳以上の方への長寿祝金の支給を、令和2年度から廃止しようとするものであります。

現在の長寿祝金支給条例は、平成17年3月に制定されたところですが、以来改正がなされておらず、この間、本市の高齢者の状況は大きく変化をしてくれているところです。本会議でも御説明させていただきましたが、本市の人口は、平成21年12月末に2万4066人でしたが、10年後の令和元年12月末には2万176人と、約3,900人の減少となっております。

一方で、80歳以上の高齢者数は、平成21年12月末に2,751人だったものが、令和元年12月末には3,305人と、約550人の増加となっております。これに伴い、長寿祝金の支給総額も、平成21年度の383万5000円から、令和元年度には402万円へと増加してきているところです。

近年の健康意識の向上や医療技術の進歩等に伴う平均寿命の延伸により、本市では今後、後期高齢者の割合が高くなると予測されており、長寿祝金の支給総額も増加するものと考えられます。このような状況から、長寿祝金の支給範囲の見直し検討が必要とされていたところであり、平成30年の決算特別委員会においても、101歳以上の方への毎年の支給については見直しが必要ではないかとの御指摘を受けたところでもあります。

現在、101歳以上の方へは、9月1日を基準日として、祝金2万円を毎年お渡ししているところですが、対象者数は、10年程前は4人程度ありましたが、令和元年は11人に達し

ており、また、現在100歳の到達者数は毎年10人程度おられることから、今後も101歳以上の人数は増加するものと推測されます。

高齢者の方に敬老の意を示し、長寿のお祝いをする長寿祝金制度につきましては、今後も継続して実施してまいりたいと考えているところであり、将来にわたり本制度の維持を図る観点から、今回、市からの祝金支給は100歳の誕生日を最後とし、以後の支給については廃止をしようとするものであります。

条例の内容について、議案書の37ページ及び条例議案等参考の14ページから15ページを御覧ください。

祝金の支給対象者を規定している第2条第1号中において「満101歳以上の者」の文言を削り、さらに101歳以上の者に対する支給金額を定めた第3条第3号を削るものです。

第4条においては、前条までの改正に伴う所要の整備を行うものです。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

濱門明典副委員長

現在、阿久根の最高齢者は何歳ですか。

中野介護長寿課長

106歳の方です。

山田勝委員

今年100歳になるという方は何人予定していますか。

中野介護長寿課長

今年度の実績は10人程度だったと思います。ただ、本会議で申し上げた部分は来年度100歳を迎える方です。年度で計算したときに、令和2年度に100歳のお祝い金を渡す方は21人です。

山田勝委員

来年度でなくて、今回の予算の中で執行する人が21人いるということですか。当初予算で。

中野介護長寿課長

今回のというと、令和2年度の当初予算でということですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

令和2年度の当初予算で100歳のお祝い金を渡す方が21人を予定しているところです。

山田勝委員

100歳以上の方を含めると何人ですか。

中野介護長寿課長

来年度の当初予算の部分は、予算書の中では101歳以上は含まれていないということになってきています。

山田勝委員

101歳以上は含まれていないと、それはもうね、条例変わるから。いないけど何人ですかと、分からなければ分からないでいいですよ。

中野介護長寿課長

今、住民基本台帳の登録者数からいうと、100歳を除いて101歳以上になられる方は11名です。

〔発言する者あり〕

今、現在で101歳以上の方を申し上げましたけれども、そこに今度は100歳を足さないといけないですね。そうしますと21人です。

山田勝委員

今年の予算は21名ですよ、

〔発言する者あり〕

100歳以上ということになればプラス11名ということになりますので32名ということになるんですか。

中野介護長寿課長

令和2年度に100歳のお祝いを渡す方は、今99歳の方です。ですから99歳の方が21名こうして上がってこられる。今、来年もし101歳以上の制度を維持したときにお渡しする方、100歳からの人ですよ。今、現時点で100歳以上の方が21名いらっしゃるということです。

岩崎健二委員長

ちょうど数が21人と21人でダブっているものだから、

〔発言する者あり〕

山田勝委員

だから全部合わせれば、100歳以上が、今年の100歳を入れてですよ、30名以上になるんですねということを確認させていただきただけです。

中野介護長寿課長

はい。そのとおりで40名近くなるというような形になると思います。

山田勝委員

ちなみに来年はどげんけ。

中野介護長寿課長

今で98歳の方が19名いらっしゃいます。今で97歳の方が29名いらっしゃいます。

山田勝委員

よく分かりました。

濱門明典副委員長

最高齢が106歳ですよ。この100歳を超えた人というのは、年々、一日一日が勝負だと思っただけですよ。その中で、100歳で5万もらって、それ以降は2万ずつ支給されていたわけですよ。今度ここをば省いて、この100歳を超えた人は、せっかく1世紀超えて生きられてですね、今まであったものがなくなるというのは相当寂しいなと。そんな人数じゃないと思っただけですよ。

〔発言する者あり〕

まあ予算なんですけど。そういうところの配慮というのがね、少し足らんと思われるわけですよ。1世紀生きられて、その2万円が欲しいというわけじゃないけれども、長生きしてくださいという意味では続けてほしいなという思いがあったわけですよ。あと10年も20年も生きるわけじゃないじゃないですか。1年か2年、何か月かというところですから、そこらを削るより、そこは置いとったほうがよかったんじゃないかなと。ほかのほうの5万円を4万円に下げるとか、そこらで対処してほしかったなというのが私の思いです。

以上です。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、介護長寿課への審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、福祉課入室)

◎議案第22号 阿久根市出生祝い商品券支給条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第22号、阿久根市出生祝い商品券支給条例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

川畑福祉課長

議案第22号、阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は32ページから33ページ、条例議案等参考は13ページをお開きください。

出生祝い商品券支給事業は、子どもの出生を祝福し、健やかな成長を願うことを目的に、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降の子供に10万円の商品券を支給し、経済的支援を行ってきているところであります。

今回の改正については、本年4月1日以後に出生した子供に一律10万円の商品券を支給し、育児にかかる費用負担の軽減が図られるよう支援を拡充していくものであります。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

木下孝行委員

商品券が利用できる店舗ということで、本会議でも議員から質問があったと思うのですが、商工会議所の加盟店、以前はそういうふうな枠で決めていたというような、プレミアム付き商品券もあったと思うのですが、今回の利用できる基準というのはどの程度までのものなのですか。

川畑福祉課長

商品券の利用の範囲ということになりますけれども、こちらのほうにつきましては、商工会議所の会員に限らずですね、具体的には郊外の大型スーパー等、あちらのほうなんかも会員に入っておりませんが、そういう大型スーパー等も含めた形で、平成30年4月現在では196店舗が加盟ということになっております。

木下孝行委員

基本的には市内の店舗ということでいいわけですね。大型店舗も小型店舗、普通の商店も含めてな。

川畑福祉課長

そうですね、そういうふうに捉えて結構だと思います。ただ、プレミアム付き商品券と

若干異なるのが、プレミアム付き商品券につきましてはコンビニとか、あるいはドラッグストア、こういうところも含めておりましたけれども、この出生祝い商品券に係る阿久根市共通商品券につきましては、そういう店舗は含まれてはいないところでございます。

木下孝行委員

ちなみにガソリンスタンドとか、そういうのは入ってはいない。

川畑福祉課長

ガソリンスタンドも入っております。

木下孝行委員

できるだけ地元の多くの業者の人たちが使えるように、今後ともよろしくお願いいたします。

中面幸人委員

この事業はですね、若い人たちの子育て支援、そしてまた少子化対策に大変いい制度かなというふうには思っておりますので、今回、今までの条例を改正して一律10万円ということですので、いろいろとですね、子供が増えること、そして若い人たちの負担軽減ということにつながっていきますので、今後いろいろな政策を考えてやってほしいなと思います。以上です。

仮屋園一徳委員

今度の制度が非常によかったなと思うのは、3児の10万円は別にして、1児の方にも10万円というのはもうちょっと早くやるべきじゃなかったのかなと思います。やっぱり欲しくても1人しかできない、3人、4人欲しくても2人しかできないという人もいますので、そういう面では非常にいい改正だったなと思います。

山田勝委員

5人もおるところには100万円くれと言ったどん、まあ一律に10万ずつとなれば、もうそれでよし。もう今後100万とは言わんで。

岩崎健二委員長

委員長のほうから一つだけ。出生祝い商品券が使える商店は、それぞれ申請か何かするのですか。

川畑福祉課長

こちらのほうにつきましては、出生祝い商品券に係る商品券自体にスタンプを打って支給をしているところなんですけれども、利用者のほうに。店舗のほうについても、出生祝い商品券が使える店舗ということで手続をしていただいているところでございます。

岩崎健二委員長

商品券を扱おうとする商店は、その商品券を扱える手続をしないといけないということですか。

川畑福祉課長

はい、そうです。

商工会議所のほうに申請をしていただいて、手続していただくということになります。

川上洋一委員

その商品券は具体的に、1万円券なのか、5千円券なのか、幾らの金額がどのくらいずつの割合で10万円になっているのかを教えてください。

川畑福祉課長

いずれも500円の商品券になっております。利用する際については、もし端数等が出た場合についてはお釣り等はない形になっているところであります。

濱門明典副委員長

それは期限はあるのですか。

川畑福祉課長

交付した日から半年以内という制限がございます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、福祉課への審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、商工観光課入室)

◎議案第25号 寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第25号、寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

堂之下商工観光課長

議案第25号、寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は38ページから41ページになります。

阿久根市指定文化財である松木弘安（寺島宗則）旧家の改修が終わったことから、寺島宗則の遺徳をしのび、その功績を顕彰及び伝承し、人材の育成及び教育の振興を図るとともに、市民に憩いの場を提供し、さらに、人々の交流を促進することを目的に、公の施設として設置及び管理を行うため、条例を制定するものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置の目的を規定しました。

第2条で、名称及び位置を規定しました。

市文化財としての名称は、松木弘安（寺島宗則）旧家ではありますが、観光及び教育の振興を目的とした公の施設として設置するにあたり、広く知られている「寺島宗則」の名を用い、日本の近代化に貢献した寺島宗則の生涯や功績を紹介する展示などを行うことから「寺島宗則記念館」とするものであります。

第3条は業務について、第4条で休館日を、第5条で開館時間について規定しました。

第6条・第7条で使用の許可等について、第8条・第9条では、施設の原状変更及び損害賠償義務について規定しました。

第10条及び第11条で、指定管理者による管理ができることについて規定しました。

附則は、この条例の施行日を令和2年4月1日からとするものであります。

なお、この施設については、まだ整備中であることから、利用料については規定しておりません。令和2年度には、県の魅力ある観光地づくり事業で駐車場の整備を行う予定であり、懸案であるトイレ整備については、新年度予算で設計委託の予算を計上しており、

当分の間は、市の直営で管理する予定です。今後の利用状況を見ながら、利用料を徴収するのか、いつから指定管理を導入するのかなど、検討することとしております。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

当初予算の予算委員会で聞けばいいこともあると思うのですが、まずこういう条例を制定する中で、自分たちが議員として今まで思っていたのが、プロジェクトとして約5億以上のものの計画があったと思うのだけれど、今、寺島邸の改修が終わったということで、完全に完成にするまで待つのではなくてもう先が見えるからという意味もあってこういう条例を制定するのだと思うのですが、駐車場も若干、本会議場では変更があったりとか、あと歴史館であったりとかレストランであったりとかいうのも最初の計画に組んであったのですが、概要でいいので、全体図をどのように考えているのかお聞きした上で、この条例を検討したいと思います。

堂之下商工観光課長

寺島宗則旧家保存活用プロジェクトという形で、平成29年度から実施してまいったところでございます。当初は企業版ふるさと納税を財源に充てようということで、大きなデザインを描いたほうが寄附を集めやすいという御意見もありまして、4億7000万円程度の整備計画を作って御寄附をお願いしたところでもございました。ただ寄附が、企業版のふるさと納税でなかなか集まらない状況の中で、プロジェクトの中で協議をして随時、財源見合いで事業の縮小をしてきたところでもございます。とりあえず旧家の保全というのが目的でございますので、旧家の改修工事を第一に考えてやってまいったところです。記念館及びカフェについて、カフェ等については当分の間、凍結しようということで考えていたわけですが、記念館につきましてはトイレを含めて、別棟でしたけれども、県の補助事業を活用できないかというところでもずっと要望してきたところでもございました。ただやはりそこが県の補助事業で採択にならなかったというか、トイレだけであれば2分の1出してもいいんじゃないかというお話もいただいたところでもございます。そこで今回、トイレのみの設計委託を来年度予算に組んだということでもございます。駐車場整備、トイレまでできたところで一応の完成として、あとは随時必要なものは足していくということになりますけれども、そこで一応の完成ということで管理をしていこうかなというふうに思っております。

中面幸人委員

概要だけでなく、今後の考え方についても理解をいたしました。

今回条例を制定するに当たって、当面は直営でやっていき将来的には指定管理を設けるという形でもございますけれども、今の段階で、指定管理者に委託する場合どれくらい見ていらっしゃいますでしょうか、分かっていたら教えてください。

堂之下商工観光課長

まだその辺は全然、指定管理についてはですね、利用状況を見ないと、どのくらい入館者があるのかとか、そういうのも勘案しながら決めていきたいというふうに思っております。

山田勝委員

今ね、課長はそう言ったけどね、補正予算の中に寺島宗則記念館の管理料の債務負担行為の金額が出ているよ、180万円、あれはどうなの。

堂之下商工観光課長

指定管理ではなくて、直営として管理委託をしようとするものでございます。考えているのは、日常の管理、清掃を含めての管理ということになります。

山田勝委員

それはそれでいいんですけどね、私が本会議で言ったのは、誰に管理をさせるさせないということについてはですね、寺島会の中でもいろんな御意見がありまして、あれはもうすでに松木さんの手を離れて阿久根市のものだよって。松木さんが家族連れで来て、あまりにもせからしかねってという意見もあるんですよ。だから、そういう中でどのような形で、松木さんが協力していただくというのはありがたいことだけれど、でも現実には寺島会に委託をして、その中でお願いをするということのほうが私はうまくいく気がするんですよ。だから、あまり松木さんが引っ張ればですね、急にね、不満が出てくるんですよ。だからああいう質問を、私は本会議でしたんです。御理解いただけますか。

堂之下商工観光課長

そういった地元の御意見もありまして、今回この条例というのは、公の施設なんだということをはっきりとさせたいということで設置管理条例を設けたところでございます。

川上洋一委員

そこなんですよ、今言われたように。やっぱり特定の間人だけでしたら、ほかの方から不満が出ているもんですから、課長は、いやそういうことはないですよって言っても、そういうふうになっていきよる部分が寺島会の中でもあったもんで。子孫の方は帰って来られて借家を借りて住んでいらっしゃいますけど、私が偶然見たのは、旧家の中に入っている焼き物とかそういうのを出して売りよったわけよ。これは市が買うようになってからですよ、はっきり言って。もう市に売って、どうだこうだとなっている、契約するかしないかというときに、中の物を出したりなんやかんやというのはよくないんじゃないか。契約の前だったらいいけど、確か売れたという話の後で私はそういうのを見たんですよ。私だけじゃなくて区長さんも見ているんですよ、深田の、家への通り道ですから。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

川上委員の途中ですけどね、ちょっと確認させてください。

松木邸の屋敷は阿久根市が買いましたけれども、中の調度品についての話し合いは、調度品までというのはなかったわけでしょ。それをはっきりしとかなないとね、そういううわさが出て回ればよくない、そここのところはどうなっているの。

堂之下商工観光課長

お父さんお母さんが住んでいらっしゃったのでいろんな物があつたわけですよ。寺島宗則に関する物については、アドバイザーの方々に見ていただいて残してほしい物というのは確実に残していただくようお願いして、そのほかについては処分をお願いしたところでございました。

川上洋一委員

そういうわけなんですよ。我々は今までそれを知らなかったから、ただ御子息が帰って来てそういう物を処分しよるなというのは分かっていたものですよ、ちょっとなあと頭

をひねっていました。今、分かりました。

木下孝行委員

入館料は今後、決めていくということなんですけれども、もう一応施設の中には入れる、見れる状況にはなっているのですか。

堂之下商工観光課長

昨年から申し込みがあれば見せておりますけれども、まだ今から展示物というか、年度内に展示をするものは展示をするようにしております。予約があれば見ていただくことは可能であります。4月1日から、管理していく方々を委託した後は見ていただけるということになります。

木下孝行委員

なら4月1日からは料金は決めるということでもいいのですか。

堂之下商工観光課長

いえ、まだ整備中ということで利用料金は決めておりませんので、令和2年度についてはまだ徴収はいたしません。

木下孝行委員

施設に関しては阿久根市が管理していくということですので、早めに料金の設定をして、資金も最低限確保できる状況に持っていくということと、今、いろいろな話が出た中で、やはり阿久根市が今後も管理していくわけなので、あまりその後継の方々のためにやるような運営はしないほうが私もいいと思います。その辺は意見として付けたいと思います。

山田勝委員

これは課長も御存じ、私は寺島会にずっとおりますのでね、非常に脱線したりする可能性がたくさんある会です。いろいろ聞いておればですね。この前も、阿久根市のほうから管理する人を選んでくれたとか予算をどうだとか、そんな話をしたから、それは待ちなさいと、ちゃんとなれば阿久根市は阿久根市で管理条例をちゃんとするんだから、そういう話をここでしてくれるなって僕は言ったんですよ、そのとき彼に。そういうことを言わないでくれと。世の中に対して私が管理するみたいな話をするから。あの会にですね、4人出てくるんだからあそこは、御家族ですね。そして本当に厳しい話をする人もいるし、お菓子を作るって、お菓子のデザインを徹底的に言って、もう恥ずかしいようなことを言う人もいるしね。本当に地元でなんとかしてやらないかんという気持ちは皆さんありますよ。でもそこを間違えのないようにしていかないと。そういうことで課長、せっかくね、それこそ日本に誇る記念館ですからね、だから大事にしていかないと。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議案第28号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

なければ、次に、議案第28号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

堂之下商工観光課長

議案第28号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は52ページから53ページになります。議案等参考は25ページを御覧ください。

近年、全国的に人々の海水浴離れがある中で、夏場の猛暑や台風等の影響により、阿久根大島公園の入込客数は減少傾向にあります。阿久根大島公園におきましては、夏以外の季節においても、様々な体験活動を通じて、その自然を満喫していただくことは可能であることから、周年観光を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

そこで、阿久根大島公園の有料公園施設の利用可能期間を拡張することで、指定管理者による自主事業の拡大、当該施設の利用者の利便性の向上及び本市の観光入込客数の増加を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明申し上げます。

条例議案等参考の25ページを御覧ください。

阿久根市都市公園条例別表第1の新旧対照表であります。

阿久根大島公園の海の家（A棟・B棟・C棟）、バンガローについて、休館日を7月第1土曜日から8月31日までを除く日、すなわち海開き期間を除いて休館日となっていました。休館日を「なし」として、周年での利用を可能とするものであります。

議案書53ページにお戻りください。

附則は、この条例の施行日を交付の日からとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

川上洋一委員

これについて私はすごく賛成するのですが、今、夏季だけ水の運搬を、ほとんど夏の海水浴シーズンだけ阿久根港から水を運んでいましたよね。そうすると、これが一年中の給水船の稼働になってくるのかなと思うのですが、そうなったときにどのくらいの給水船に対しての支払とか、そういう部分のデータがあったら教えてください。

堂之下商工観光課長

給水については1年間の契約をしております。単価契約でしておりますので、利用に応じて支払うという形になります。

川上洋一委員

はい、分かりました。

木下孝行委員

1年間通して、周年で阿久根大島は今後利用できると。おそらく入込客も内容次第で、企画を考えながらやっていけば当然人も増えていくのだらうと思うのですが、本会議で話をしましたけれど、船のほう期間限定の定期航路ということで、あとは漁船であったりとか遊漁船であったりとか、そういったものを利用して行く人もいるのだらうという、それとあとは、団体で申し込みがあれば船が出るというような話があったのですが、そこが今後課題になる可能性もあるのかなと思うので、今後その辺をもう少し検討していたほうがいいのかと思っております。よろしく願いします。

堂之下商工観光課長

渡船が出るか出ないかという問題が、私たちも一番頭を抱えているところではございま

すけれども、渡船業者、指定管理者と市のほうと、三者で一生懸命協議していきたいというふうに思っております。

濱門明典副委員長

あそこは釣り場でもあって釣り人もいらっしゃると思うのですけれども、そういう関係というのはどうなんですかね。観光課のほうで把握されていますか。

堂之下商工観光課長

釣り人が何人来たかというところまでは把握はしておりません。渡船を使って行かれる方の人数しか私たちのほうは把握ができていないところでございます。

濱門明典副委員長

今後、周年行けるとなると、釣り人なんかも増えてくるんじゃないかなと思うんですよ。今後、常時渡船を使えるようになればですね。そうしたときに、釣りの場合はいろいろゴミが、常識のある人であればいいんですけども、ビニールとか、ああいう物なんかの投棄とかあるもんですから、そこらの管理というものをしっかり充実させてほしいと思います。

山田勝委員

ちょっと気になるんですが、あそこは定期航路で、今、何て名前だったか分からないけれど、あそこは渡航権を持っていますよね。今度は他の船で運んで行くとか行かないとかという話もあるけど、特別その何か、他の船で言っても別に問題はないんですか。

堂之下商工観光課長

遊漁船の許可をもらっていらっしゃる方であれば大丈夫、その遊漁船としての運航はできるということですね。あと、航路については申請すれば可能だと、権利とかではなくて、申請によって認められるということみたいでございます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎請願第1号 寺島宗則旧家のトイレ増設に関する請願書

岩崎健二委員長

なければ、次に、請願第1号、寺島宗則旧家のトイレ増設に関する請願書について、審査に入ります。

初めに、山田委員から紹介議員として、請願の趣旨、内容について御説明をいただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

それでは、暫時休憩します。

(休憩 11:09～11:17)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

山田委員より、請願の趣旨、内容についての説明をお願いします。

山田勝委員

寺島宗則旧家のトイレ増設に関する請願書が出ておりますが、白石議員、竹之内議員、私が紹介議員になっておりますが、私が当委員会委員ですので説明させていただきます。

おかげさまで、明治維新の日本近代国家の立役者として非常に功績のあった寺島宗則、旧姓松木弘安なんです。そのゆかりの家を壊すか壊さないかという話からスタートした話なんです。その後、非常にもったいないということで、何とかしないといけないというようなことになりまして、地元でも、それを地元としてどういうふうを受け止めて、どういうふうにお手伝いできるかということで、後援会みたいな形でできあがったのが寺島会でございます。非常に人数も多くて、50人くらいいるのではないかという気がいたします。槇之浦東の方だけじゃなくて、脇本、市街地、大川からも参加をいただいておりますので、もう阿久根市全体のことだという気がしたりします。

近ごろ、見物人とか、勉強に来る人も多いのですが、トイレがないもんですからね、だからどうしてもトイレをつくっていただくことが喫緊のテーマだということで、こういう形で今回請願を出された次第でありますので、何とぞよろしく御審議のほど、御承認いただきますようによろしくお願いいたします。

岩崎健二委員長

一つだけ、委員長のほうから確認をさせていただきたいと思いますが、この請願書の最後の2行目、トイレ増設に関する予算というふうになっているのですが、これはまだないわけなので新設という解釈でよろしいですか。

山田勝委員

そうですね。トイレの設置をしてくださいということです。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:19～11:22)

岩崎健二委員長

休憩前に引き、委員会を再開いたします。

請願書にトイレ増設とありますが、委員会としてはトイレ設置として解釈したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員会として請願書のトイレ増設の部分はトイレ設置として解釈いたします。ほかに、紹介議員に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

所管課に対する質疑はありませんか。

山田勝委員

どうも気になるのがですね、トイレだけについては県も予算がつくということでしょ、先ほどの話では、トイレは誰が設計するのですか。

堂之下商工観光課長

今から設計の入札を行います。地元業者になるかと思えます。ただアドバイザーの意見は聞きながらということですね。

山田勝委員

トイレ設置についてもですね、一番安く、早くできる方法を考えたほうが良いと思いますよ。アドバイザーの言うことのようなのをつくったら時間もかかるし金もかかるし、だからなるべく早く、頑丈なのができるような、そういう設計をしてほしいなと思います。

中面幸人委員

新しく設置するまでは仮設トイレをとという話も出ていますよね。例えば、4月に花と歴史のウォーキング大会が計画されているみたいですが、そうしたときに仮設トイレが必要だということで、できればそういうイベントに合わせて早めに仮設トイレだけは考えていただきたいをお願いします。

堂之下商工観光課長

仮設トイレにつきましては債務負担行為に上げていましたように、4月1日から設置する予定であります。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願1号について審査を一時中止いたします。

(商工観光退室、水道課入室)

◎議案第29号 簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第29号、簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明をお願いします。

濱崎水道課長

議案第29号、簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について、御説明いたします。

令和2年度から簡易水道事業を水道事業へ統合するため、関係条例について所要の改正等を行うとともに、水道法の一部改正に伴い、阿久根市給水条例の指定給水装置事業者制度に関し指定の更新制を導入することとしました。

条例議案等参考の25ページから28ページとなります。

それでは、それぞれの条例改正について御説明いたします。

第1条、阿久根市特別会計条例の一部改正は、簡易水道事業の統合に伴い、本則中第2号の「簡易水道特別会計、簡易水道事業」を削除するものであります。

第2条、阿久根市給水条例の一部改正は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新制が導入されたことから、第37条第1項第2号に「第9条第1項の指定の更新をするとき、1件につき1万円」を追加するものであります。

また、同条第2項中、第5号を第6号に、水道法施行令の改正により、給水装置の基準違反に対する措置、第40条第1項中、第4条を第6条に改めるものです。

第3条、阿久根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、第2条第3項中給水人

口を1万8500人から1万9900人に、同条第4項中、1日最大給水量を1万2562立方メートルから1万3731立方メートルに改めます。また、地方自治法等の一部改正に伴い、第5条中、243条の2第4項を第243条の2の2第4項に改め、別表の水道事業給水区域で、現行の晴海町の次に塩鶴町と塩浜町を追加し、西目から鶴川内までの区域変更及び大川・脇本区域を追加するものです。

第4条は、簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、阿久根市簡易水道布設工事分担金徴収条例及び阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の廃止をするものであります。

附則において、条例の施行期日を、令和2年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めようとするものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第29号について、審査を一時中止いたします。

(水道課退室)

岩崎健二委員長

以上で所管課への質疑は終わりましたが、現地調査について委員の皆さんの意見を伺います。先日の委員会において、請願については現地調査しないというふうに決しておりますので、そのほかの各議案について現地調査が必要であるかを伺います。

仮屋園一徳委員

現地調査は必要ないと思います。

岩崎健二委員長

全部ですか。

仮屋園一徳委員

全部です。

岩崎健二委員長

今、委員より全議案について現地調査は必要ないとの意見ですが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、現地調査は行わないことに決しました。

◎議案第11号 市道路線の認定について

岩崎健二委員長

これより、各議案の採決を行います。

初めに、議案第11号について、委員より何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第11号、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第22号 阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定について
岩崎健二委員長

次に、議案第22号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第22号、阿久根市出生祝い商品券支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第23号 阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第23号について、各委員から何か意見はありませんか。

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第23号、阿久根市はり、きゅう施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第24号 阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
岩崎健二委員長

次に、議案第24号について、各委員から何か意見はありませんか。

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第24号、阿久根市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第25号 寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第25号について、各委員から何か意見はありませんか。

中面幸人委員

今日審査しましていろいろお聞きした中でですね、阿久根には観光地、見るところがないということで、こういう観光地ができることは大変いいことだと思います。そこで、こういうふうな事業が成功を収めるにはやはり、地元関係者の熱意が大事であり、施設ができてから、今後、盛り上げていくためにも、地元の方の熱意がやはり大事だと思いますので、そういう地元の会と、今まで施設の持ち主さんとの間にトラブル等があれば熱意も冷めてくるというふうに思いますので、執行部は説明をしっかりとしてほしいと思います。そこら辺の意見を、うまく言えませんでしたけれども、委員長のほうでうまく、そこら辺をしていただいて、意見を付してください。よろしくお願いします。

岩崎健二委員長

今の中面委員の意見は、旧所有者との意見調整をしっかりとやって、市がしっかりと公の施設として管理できるようにしていただきたいということだと思いますが、それでよろしいですか。

中面幸人委員

はい、いいです。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 11:36～11:37)

岩崎健二委員長

休憩前に引き、委員会を再開いたします。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第25号、寺島宗則記念館の設置及び管理に関する条例の制定についてを

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

**◎議案第26号 阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
岩崎健二委員長**

次に、議案第26号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第26号、阿久根市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

**◎議案第27号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
岩崎健二委員長**

次に、議案第27号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第27号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

**◎議案第28号 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
岩崎健二委員長**

次に、議案第28号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第28号、阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第29号 簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第29号について、各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第29号、簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の改正等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎請願第1号 寺島宗則旧家のトイレ増設に関する請願書

岩崎健二委員長

次に、請願第1号について採決に入ります。

皆さんの意見からすると、採択もしくは趣旨採択という意見だと思いましたが、継続審査を含めて、どのように取り計らうか、各委員の意見を伺います。

中面幸人委員

もう旧家の改修も終わって、観光客も増えているということでございますので、早急に取り組むためにも採択して、この請願を前に進めたいと思います。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今、委員より、採択すべきものとの意見ですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、請願第1号につきましては採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を5月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります、この内容について委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 11:42～11:43)

岩崎健二委員長

休憩前に引き、委員会を再開いたします。

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査

岩崎健二委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

これまで、まちの灯台阿久根代表の石川さんとの会談や、天草市への視察などの調査を行ってきました。石川さんとの会談や、議員と語る会（団体）で出た本委員会の所管の分野について、要点をまとめたものを皆さんにお配りしたところです。

これらを踏まえて、今後の調査内容について具体的な内容、日時等を決めたいと思いますが、委員の皆さんから意見等あればお願いします。

山田勝委員

私は、以前石川さんから出てきました、四国の仏生山温泉と、ふるさと創生のメッカと言われる神山町を、なるべく早く所管事務調査してみたいと思います。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

この間、天草市の視察を行いました、我が市では藻場の再生には年間500万くらいの予算を組んで、ウニの駆除等だけしかやっていない状況ですね、全国ほかのところも、いわば藻を生やす事業をやっておりますが、阿久根は、執行部は進んでいるような話をしますけれども、なかなか進んでいないような気もするので、この間天草市からの話も聞きましたので、もう一度所管課を呼んで話をしてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、先ほどの議員と語る会、若手の農家の皆さんとの意見交換などしました。あの中で当委員会の所管であるような話がたくさん出ましたので、委員長としましてはそのことと、今、中面委員から出ました意見を含めて、日程調整し、所管課と意見交換をしたと思います。異議ありませんか。

中面幸人委員

所管課は、水産林務課及び農政課でよろしいのでしょうか。

岩崎健二委員長

はい、そうですね。

それでは、委員長のほうで調整し、後日皆さんに連絡したいと思いますのでよろしくお願ひします。

ほかに皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 11時46分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二